■論 文

「新フィンランド化」 試論 --モンゴルの中立外交政策--¹⁾

宮脇 昇*

【要旨】 かつて西側の保守政治家によって喧伝された「フィンランド化」という言説は、冷戦が終わ った今、批判的文脈で理解されている。経済的には自由主義で、政治的には中立国の立場を堅持しつつ、 隣国の社会主義国ソ連の外交政策に敏感になりその政策を忖度しながら外交・内政両面でソ連の影響を 内在化させる(あるいは埋め込む)ことを指したこの用語は、日本の政策決定過程にも影響した。大国 の圧力にもかかわらずフィンランドは、中立国として CSCE(欧州安保協力会議)の本会議を主催するな ど、積極的な多国間外交を展開し、自らの安全保障を確保するかたわら、結果的に冷戦の終結に貢献し た。ところが現在、再びフィンランド化が議論されつつある。ロシアの大国としての復活に加えて社会 主義国中国の台頭がその前提にある。ロシアや中国の隣国であるモンゴル等が議論の対象となっている。 本稿では、モンゴルの外交・内政をめぐる議論を「新フィンランド化」として試論を進め、冷戦期・後 の新旧フィンランド化の議論の紹介と比較を行い、最後に新フィンランド化をめぐる言説と状況の新展 開が示唆する点を挙げる。

キーワード:フィンランド化,モンゴル,ロシア

I. はじめに

1970年代から 80年代にかけて、西側の保守政治家によって喧伝されたフィンランド化という概念は、冷戦後忘却されつつあった。

フィンランドは、ソ連との戦争に二度敗北した歴史を有しソ連からの切迫した軍事的脅 威を感じてきたとともに、二国間条約に軍事協議条項が挿入されソ連の軍事的影響力を受 けてきた。経済的には自由主義で、政治的には中立国の立場を堅持しつつ、隣国の社会主 義国ソ連の外交政策に過度に敏感になりその政策を忖度しながら外交・内政両面でソ連の 影響を内在化させる(あるいは埋め込む)ことを指したこの用語は、1976年の西ドイツの 総選挙において当時野党であった保守系のキリスト教民主同盟(CDU)によってブラントや その後継の社会民主党(SPD)政権の対ソ外交を批判する文脈で広まった。すなわちブラン トが進めた東方外交(Ostpolitik)は、ソ連との現状維持をもたらしバルト3国・東欧支 配を追認するのみならず、ソ連外交を忖度して自国の内政・外交を変化させようとするも のではないかという疑念から生じる批判であった。実際にフィンランドは、外交面でソ連 による同調圧力に従い、また内政面でも組閣から言論の自由に至るまで反ソ的にならない ように自主規制することが暗黙の政治的了解となり、それが「小国の生きる知恵」として 肯定的にさえ評価されたこともある。フィンランドとソ連の軍事的落差が決定的であるた

^{*} 立命館大学政策科学部·教授

め、フィンランドは小国の力の限界を弁え叡智をもって行動し信頼関係を築くことで、資 源小国として生き残りを図ったとともに、フィンランドがソ連にとって外敵からの侵入経 路となりうる地理的位置に由来するソ連の安全保障上の不安を払拭する必要があった²⁾。

同時に、フィンランドは、中立国として CSCE(欧州安保協力会議)の本会議を主催する など、積極的な多国間外交を展開し、自らの安全保障を確保するかたわら、結果的に冷戦 の終結に貢献した。またソ連からの内政干渉に対してそれを全面的に受容するのではなく 部分的受容に留めることにより内政の独立を維持してきたことが評価されてきた。それゆ え当時より既に、日本でも関寛治ら平和研究者によってフィンランド化の概念は批判され、 百瀬宏をはじめフィンランド研究者も同様であった。

ところが現在、再びフィンランド化が議論の俎上にのぼりつつある。ロシアの大国とし ての復活に加えて政治的には社会主義体制を維持する中国の台頭がその前提にあることは 言を俟たない。ロシアや中国の隣国であるモンゴルや、国境こそ接していないが中立国で あるカンボジア等が議論の対象となっている³⁾。

本稿では、冷戦後のアジアにおける諸国の大国的な外交政策を、冷戦期のフィンランド 化の議論を峻別する意味で「新フィンランド化」と定義し、冷戦期・後の新旧フィンラン ド化の議論の紹介と比較、中立国モンゴルの現状と外交を事例に分析し、最後にフィンラ ンド化をめぐる言説の新展開について論を進める。

Ⅱ. 冷戦期のフィンランド化をめぐる議論

Ⅱ. 1 フィンランドとソ連

二度のソ芬戦争を経て、カレリアの割譲や対ソ巨額賠償を定めた 1947 年のパリ平和条約、1948 年のソ芬友好協力相互援助条約により、フィンランドの戦後の中立が始まった。 ソ連は、1944 年に 50 年期限で租借したポルカラ半島の海軍基地をフィンランドに 1955 年 に返還した。軍事的意味の低下が主たる動機であったとされるが、ソ連の圧倒的な軍事的 プレゼンスを前に、フィンランドにとってはソ連の軍事的プレゼンスの国内不在は、中立 の実態を実質的に確保する上で意義深い⁴⁾。

この中立は、むろん同盟関係を意味するものではなく、フィンランドの西側的な政治・ 経済体制の維持を前提としていた。しかし、1947年のマーシャル・プラン受入拒否、フィ ンランドの政府組織に介入したといわれる 1958年の「霜夜事件」(酷寒事件)、1961年の 「覚書事件」に見られるようにソ連からの同調圧力を無視することはできかった。霜夜事 件では、共産党を主とする SKDL(人民民主同盟)が組閣に失敗し、SKDLを除く挙国的連立 内閣の組閣にあたり、ソ連は一方的に貿易交渉の中断、大使帰国などの措置をとり、そこ で生まれた危機の間隙にケッコネンを首班とする農民党内閣が新たに組閣されるや、ソ連 は制裁を解除し事件は落着した⁵⁾。

また中立国でありながら「フィンランドは親ソ的」な振る舞いを強いられていた。例え ば『収容所列島』で著名なソ連の反体制作家ソルジェニーツィンの作品が上映できないこ とに始まり、エネルギーの6割をソ連に依存していたフィンランドがソ連に同調して石油 価格上昇に同意したことに至るまで、内政におけるソ連の影響力を見せつけるものとなっ ている(塚本 85)。

覚書事件は、ソ芬友好協力相互援助条約で内政不干渉原則が確認されている(第6条) ものの、フィンランド化が懸念されるような間隙が同条約2条にあることに起因する。同 条では「締約国は、第1条に示された軍事的攻撃の脅威が確認されたときは、相互に協議 する」とされている。第1条では、フィンランドあるいはフィンランドの領域内を経由し てソ連が、ドイツあるいはその同盟国の侵略の対象となったときに、フィンランドはソ連 の援助を得るか協力をして全兵力をあてることとしている。この第2条の軍事協議条項を めぐる理解の相違が1961年の覚書事件につながった。フィンランド大統領選挙中、ソ連が 選挙に圧力をかけたとされるこの過程では、ソ連が軍事協議の開始を提案するに及び、ケ ッコネン大統領がノボシビルスクでフルシチョフと急遽会談し、軍事協議の提案を撤回さ せることに成功した。この過程で重要なことは、ソ連の意図に違わず反ケッコネン派の野 党候補が立候補を撤回したことである。この撤回をもって軍事協議条項を発動するという 政治的威嚇を通じたソ連の内政干渉が疑われることとなった(塚本 91-93)。外交的には ケッコネンの勝利であり結果的に彼は再選を果たしたとはいえ、ケッコネンの軍事協議条 項の理解(ソ芬双方によるものでなくフィンランド側の発議により軍事協議が開始される) は、ブレジネフ政権期の1969年にソ連側のキャンペーンによって否定され、ケッコネン自 ら軍事協議発議の相互性を強調せざるをえなくなった(塚本 93)⁶⁾。

ソ連の内政関与が疑われる2つの事件を経てフィンランドの各政党は徐々に左傾化し、 1970年代になると保守政党でさえケッコネンの外交路線を支持するように転じた⁷⁾。安全 保障面では、東西間の北欧均衡の形成に努めて、ただしソ連との「共通の安全保障」の観 点から北欧の非核地帯化の提案をケッコネンは行った(ただし他の北欧3国はソ連のみを 利するものとしてその提案を拒否した)⁸⁾。経済外交においても、フィンランドの対 EFTA(欧 州自由貿易連合)の協定締結に際して、ソ連の警戒感を解除するために先にソ連との最恵国 待遇貿易協定を結び、また 1975年の EC との関税協定締結にあたって共産圏経済相互協力 会議(COMECON)と科学技術協定を締結するという迂回戦術をとらざるを得なかった⁹⁾。

Ⅱ.2 フィンランド化をめぐる言説

前述の通り、西側諸国で拡散したフィンランド化の言説は、中立国が親ソ化することを 主眼に、ソ連外交の忖度に基づく内政の自主規制に及ぶとされた。それを適応政治 (adaptive politic)としてとらえた研究もある (Mouritzen 1988)。

適応の要因となっている軍事的不均衡は、フィンランド化を考える上で重要である。フィンラン ド化は、同盟関係にない大国・小国関係の一類型であり、小国が大国の外交を内政におい て受容する(内面化)することに特徴がある。その特徴から他の類似事例として、第二次 世界大戦直前のドイツ対デンマーク、ドイツ対ノルウェーの事例も研究対象となっている のは、軍事的な脅威の存在とそれへの適応がフィンランド化の大きな要因とされているた めである¹⁰⁾。他にもナチス・ドイツとの関係では、対オーストリア、対チェコスロバキア、 対スイス、ソ連との関係では併合前の対バルト3国、1978年以前の対アフガニスタン、あ るいは1984年以降の西側諸国対南アフリカも事例として考察されている¹¹⁾。

フィンランドのソ連への軍事的従属については、諸説が存在する。中でも、ソ連の技術 者が軍用道路を建設し、軍事情報の収集活動を行っていたとの報道は、単なる中立国には とどまらないフィンランドの存在を浮き彫りにする(塚本:76)。

次にソ芬関係をフィンランド化の言説の中核をなしてきた内政干渉の観点から簡潔に 再検討する。フィンランドの実質的中立化は、ソ連軍の1955年の撤退をもって完成し、ソ 連共産党は翌年の党大会でフィンランドを中立国と認定した。ソ連軍撤退は、中国への旅 順海軍基地返還とほぼ同時期でり、フルシチョフの外交の産物である。この後、同じ社会 主義国であった中ソがイデオロギー対立を深め69年の国境衝突に突き進むのに対して、ソ 芬関係は、フィンランド側の対ソ協調路線により、軍事的対立は生じなかった。これを塚 本は、アフガニスタン侵攻前の1978年にクーデタで政権を樹立した親ソ派のタラキ政権樹 立前後のアフガニスタンとソ連の共存関係になぞらえている(塚本:64)。むろんその後タ ラキは追放されアミン政権に対してソ連が、イラン国境付近の空港の独占使用を要求し拒 否されるに至り、1979年のアフガニスタン侵攻へと導かれたことは既知の通りである。ア フガニスタン侵攻は二国間関係のみならず、アメリカの政策転換(カーター・ドクトリン) と東西新冷戦をもたらした。

ゆえに二国間関係を安定的に推移せしめた要因の1つは、長期的対立軸をつくる争点が ない(あるいはそのように努力した)まま、フィンランドの親ソ中立路線が継続したこと にある。フィンランドにおけるパーシキヴィ政権、ケッコネン政権が長期政権となり、実 際にソ連が両政権を陰に陽に支持することにより、それは実現しえた。ソ連と友好関係を 保つと同時に、また自由諸国とも同様に友好関係を維持するという特殊な立場を『フィン ランド化』として肯定的に捉えたのもまたケッコネンであった(塚本:66)。

ソ連は 1970 年代にかけて親ソ国を増やす努力を続け、インド洋諸国・アフリカ諸国と 相次いで友好協力条約を締結した(インド 1971, イラク 72 年、ソマリア 74 年、エチオビ ア、アフガニスタン 78 年、南イエメン 79 年。リビア 83 年)¹²⁾。これら諸国の多くは、隣 国と紛争や対立を抱えていたため、アフガニスタンのようにソ連軍進駐を招くこととなっ た。フィンランドがこれら諸国と異なるのは、地理的に欧州に存することのほか、国内政 治において親米派(あるいは国によっては親中派)との抗争がおおむね議会内政治で収斂 しえた、すなわち議会制民主主義が制度的に確立していたことによる。

対抗言説として覚書危機をめぐるフィンランドとアメリカの史料を調査した前田 (1999)による研究は、上記の差異を示唆する。前田によると、この事件で立候補をとり さげたホンカは、確かにノボシビルスクからの情報を待っていたとはいえ、周囲から立候 補取り下げを強制されたのではなく、逆に立候補するように説得されていた。すなわち彼 の支持基盤である野党の共闘工作が失敗に帰したことが立候補撤回の原因であった(前田 1999:86)。ソ連の圧力による内政干渉の圧力自体は存在したものの、ケッコネンの回避努 力に加え、上記の議会制民主主義の確立を背景に、国内政治の多数派工作の失敗という対 ソ関係とは別の要因により、結果的にソ連の希望する範囲でフィンランドの政権が継続し たということになる。それゆえ内政干渉を核とするフィンランド化の1つの歴史的根拠と されるこの事件について、選挙干渉の圧力が成功したということは現在確認できない。た だしソ連側のケッコネン支持の意図は明確であり、加えて圧力自体が存在しなかったわけ ではない。フィンランド化の言説は、大国による圧力の存在と小国の政治的結末を誤解に 基づいて合成する形で完成したといえよう。その誤謬をもたらした国内政治要因は、一方 で歴史的には、議会制民主主義の確立を制度的背景としてソ連外交との無関係が明らかに なった(国内政治要因)とはいえ、そのような誤解を与えてしまう文脈が他方で存在する (大国の圧力)ことがフィンランド化の言説を定立することになった。現実に国内政治要 因を否定する点として 1982 年の大統領選挙でソ連の意向に反して中道左派のコイビスト が選出された際に、ソ連は露骨な干渉を行なわなかった¹³⁾。

軍事的側面と内政干渉の有無の検証をふまえてフィンランド化を一般化するならば、 1)潜在的脅威である大国(非民主的政治を内政にもつ)と国境を接する中立の小国(民 主的政治)との関係は、同盟関係でも敵対関係でもなく、大国は小国の中立を承認してい る、2)それにもかかわらず前者が後者に内政・外交両面で友好的(同調的)関係を継続 的に強く期待し、3)同じく前者の圧倒的な軍事的プレゼンスあるいは脅威が後者によっ て認識されていることといえよう。従来の言説で挙げられていた小国側の国内政治におけ る忖度や受容については、上記のとおり近年の研究では否定される面もある。歴史的に冷 戦期のソ芬関係をフィンランド化と再定義するに際しては、フィンランド内政の受容要因 をあえて捨象し、フィンランド化の議論を上記3点を要素として再整理することが必要で ある。

Ⅲ. 冷戦期のフィンランドの中立・多国間外交

3つの要素を有するフィンランド化した中立国が、隣の大国を巻き込む形で自らの安全 保障にも資する多国間外交を展開することの意義は、想像に難くない。

戦後フィンランドの新たな中立化以降、その中立外交が顕著に成功するのが、CSCE である¹⁴⁾。CSCE ではフィランドは、その会議の準備会議(1972-73年)、第一段階(1973年)、 第三段階(1975年)を主催し、後者は3年に及ぶ会議の集大成として、東西欧州と米加首 脳の出席による全欧安保協力会議最終議定書(ヘルシンキ宣言)の採択で成功裏に終わら せた。この外交的努力は、後に、「N+N諸国」(非同盟・中立諸国)と呼ばれるブロック 外交として継承される。このブロックには、フィンランドのほか、「西側」と「東側」のい ずれにも属さない CSCE 参加国であったスイス、オーストリア、スウェーデンという中立国、 スイスに外交を依存している小国リヒテンシュタイン、1973年の非同盟諸国会議出席以来 中立政策をとるマルタ、フランスとスペインの狭間で中立政策をとるアンドラ、そして 48 年のコミンフォルムからの除名以降ソ連と距離をおき自主管理社会主義体制をとるユーゴ スラビアが参加し、加えて CSCE の文脈としては一般的に、小国モナコ、サンマリノ、バチ カン、東地中海の島国キプロスも含まれた¹⁵⁾。

以下、拙著(2003)で記したことをもとに CSCE が開催される過程を概観する¹⁶⁾。全欧 州の安全保障体制の構想は、ソ連外相モロトフ(Viacheslav M. Molotov)による全欧州集 団安全保障体制の提唱(1954年)を起点とする。同年の西独の NATO 加盟、その翌年の東側 によるワルシャワ条約機構(WTO)設立は、東西欧州の政治的・軍事的分裂を一層印象付ける ものとなった。それでも東側は「全欧州」規模での集団安全保障体制の理想は維持してい た¹⁷⁾。東側が全欧規模での集団安全保障体制の構築を目標にした最大の政治的意図は、第 二次大戦でソ連側に有利に拡大した戦後国境を含む、欧州の政治的現状を西側に承認させ ることであった。東方政策が始まる以前、ハルシュタイン原則(Hallstein-Doktorin)¹⁸⁾ に象徴されるごとく、西独による東独の外交的孤立化・不承認政策、あるいはオーデル・ ナイセ線の国境としての不承認は、東側世界にとっても大きな障害であった。東側は、東 欧各国自身の正統性(特に東独の外交的孤立の回避)を確立する手段として全欧安全保障 構想を提案した。1966年7月のWTOのブカレスト宣言(「欧州の平和と安全の強化に関す る宣言」、ワルシャワ条約機構政治諮問委員会)で掲げられたことは当時の東側の政治的願 望を如実に表現し、そのうち①全欧規模での経済的、文化的、技術的、学術的接触のため の機関設置、②NATO・WTOの同時解体を通しての全欧諸国の効果的な安全保障機構の設立、 ③外国の軍事基地の廃止・非核地帯の設置、④西独の核保有の可能性の放棄、⑤現存国境 の保全、⑥二つのドイツ国家の存在の承認、といった項目は、中立的な粧いを濃くする提 案であった¹⁹⁾。これらのうち欧州規模の安全保障の機構という考え方、経済・技術面での 協力、現存国境や二つのドイツの承認といった内容は、まさしく9年後のヘルシンキ宣言 に引き継がれた。

東側の提案攻勢に対し、西側は 1969 年 4 月、ワシントン NATO 外相会議で「アメリカ及 びカナダを含む全ての政府」が東側との交渉を開始する用意があるとし、東側構想の会議 開催にアメリカとカナダの参加を開始の必要条件とした²⁰⁾。さらにその後、(政治)体制 選択権などが欧州の平和と安全保障の基礎であること、経済交流・文化交流が関係国の相 互利益をもたらすこととされ、特に後者については「東西諸国間の人々、思想、情報のよ り自由な流れによって、これらの分野で達成されることが多くなる」ことが期待された²¹⁾。

CSCE を是が非でも召集したいと考えていたソ連は、米加の会議参加や人的接触の議題に ついて西側にある程度譲歩せざるを得なくなった。西独のブラント政権の東方外交の成果 と相俟って、東西両独関係は基本条約締結により相互を承認することとなり、西側は安全 保障の議題における武力不行使、協力の議題における人、思想、情報の自由な移動、人間 環境分野での協力を会議の議題とするよう推進し、ヘルシンキ宣言に結実した²²⁾。

東西のイニシアチブによって始まった CSCE とはいえ、フィンランドの果たした会議外交 の役割も小さくない²³⁾。フィンランドは北欧 5 ヶ国の支持をとりつけて 1968 年 5 月、全 欧州諸国と米加あてに CSCE につながる会議の開催を呼びかけた²⁴⁾。これは東側のイニシ アチブで開始された CSCE 構想を西側に拡げやすくする役割を担うことになった。会議の開 催の条件を一切つけないことにその提案の特色があり、これは後述するモンゴル政府によ るウランバートル対話 (UBD) にも通底する中立外交の特徴であろう。

N+N 外交の牽引とホスト外交によってヘルシンキ会議を成功裏に終わらせたことは、現 存国境の尊重という原則を含むヘルシンキ宣言を生んだことにより、フィンランド自身の 安全保障に貢献することともなった。フィンランドが N+N 諸国であることの意味に着目し た場合、N+N に期待された東西間の橋渡しの役割において、フィンランドは東側窓口であ った。とりわけ 1980 年から開催されたマドリッド再検討会議になってからはそれが顕著 であり、フィンランドは、最終文書案をはじめ東西の提案合戦の中で合意可能な提案形成 に資した。当時、アメリカの CSCE 撤退論等の表出に見られる低迷期が CSCE に訪れたにも かかわらずプロセスが持続性を有し得たのは、N+N 諸国の外交努力による。加えて、軍事 演習の事前通知等を含む軍事的な信頼醸成措置 (CBM) をヘルシンキ宣言に盛り込むことに 成功したのは、フィンランドをはじめ N+N 諸国の外交努力による。CBM は、東側の消極的 態度にもかかわらず、自らの N+N が強く推進した事項であった²⁵⁾。また 1986 年にストッ クホルムで開催された欧州軍縮会議(CDE)もフィンランドの助力なしには成功し得なかっ たといわれる²⁶⁾。このように、フィンランド化と並行して、フィンランドは多国間外交に よってその安全と地位を保つ国際制度を構築したのである。

Ⅳ. 冷戦後の「新フィンランド化」

Ⅳ.1 モンゴルのフィンランド化の状況

本章では冷戦後の北東アジアにおいて、フィンランド化に類する現象として指摘される モンゴルを事例に、II章で述べた3つの要素を踏まえて、フィンランド化という分析枠組 みを用いてモンゴルの状況を概観する。

1) 潜在的脅威である大国が国境を接する小国の中立を承認

かつてモンゴルはソ連の「衛星国」として西側で理解されることが少なくなかった。モ ンゴルは COMECON に加盟しソ連の経済援助のもと社会主義化を進め²⁷⁾、政治的にはソ連に 同調してきた。しかし 1990 年の民主化革命の後、ソ連圏から離脱し、政治的には民主主義 国として、外交的には中立国として再出発した。ソ連軍撤退とともに中ソ対立時の対中緊 張は軍事的に解除され、モンゴルは中国との関係を正常化し、中露両国と均等な外交を繰 り広げている。2015 年のプーチン、習近平の相次ぐモンゴル訪問は、それを物語っている。

加えて 1990 年代より National Security Concept (国家安全保障概念)を定義し、中立 に加え第三隣国政策の展開を国際的に明示した。すなわち1)中露の均衡政策、2)第三 隣国政策 (Third Neighbor Policy)としてアメリカ、日本、韓国、トルコ等の民主化が進 んだ諸国との関係を拡大する、3)国際機構や多国間会議への参加を通じてプレゼンスを 高めるとともに、経済統合の参加を外交目標とする。こうした方法を通じて、中立性、民 主主義体制、そして独立を守ることが期待されている。経済的にも中露2国への依存の脱 却を志向し、2015 年には初めて EPA を日本と締結した。また多国間協議として豆満江開発 (Great Tumen Initiative)のへの関与や、外交面でも2国間協議(米朝、日朝)のホス ト国として周旋外交を展開している。これらの外交努力によりモンゴルの中立は保たれて いる。ただし一方では、後述する現大統領の永世中立構想をめぐっては、モンゴル自身の 今後の努力に負うところが大きい。他方では中国外交においては、かつて CSCE をめぐって 中ソ対立を背景にソ連によるフィンランド化の危険を日本に説いていたことにみられるご とく (塚本 22)、少なくとも表面的にはフィンランド化に類する外交を展開しない。

2) 大国が小国に内政・外交両面で同調的関係を継続的に強く期待

国境を接する中露両国との関係において、対露対中依存を背景に、次のような同調圧力がモンゴルに働いている。

まずロシアとの関係では、冷戦期より続くエネルギーの依存に加え、モンゴル北部から バイカル湖に注ぐ河川へのダム建設をめぐってロシアとの対立が囁かれている²⁸⁾。このダ ム建設は、モンゴルへの電力と水の供給の安定化、加えて農地の拡大に資するものであり、 AIIBの投資案件にもなっていた。しかしロシア側がバイカル湖への環境上の悪影響が懸念 し、ダム建設をめぐって暗雲が垂れ込めている。またモンゴルの西部にはカザフ系住民が 多く居住し、地理的に近いカザフスタンとの関係の強化が期待されるが、モンゴルとカザ フスタンを往来するためにはロシア領内を約 20 キロ通過せねばならないという地理的制 約が残っている。この回廊について、例えばリトアニアからポーランドへの陸上交通が通 過国ベラルーシの決定によりビザ無しで往来可能となった事例に模した移動の促進が期待 されるものの、まだ実現していない。なお付言すれば、本稿のフィンランド化の再定義で 捨象したロシアの影響力の受容については、モンゴル議会においても一定数の親露派が存 在し、ロシア外交を忖度する言説が存在すると言われる。

それ以上に深刻なのは、対中依存である。モンゴルの経済成長率は、資源価格と中国の 経済成長率に比例しており、近年の経済の苦境は中国依存をより拡大させてきた。バット ルガ教授(モンゴル国立大学)によると 2004 年に貿易の 48%を中国に依存し、2012 年に いたっては 92%にまで上昇したモンゴル経済は、苦境に陥った。同時に対中依存は高まり、 中国企業の進出に加えエネルギー部門でもシベオボ炭鉱の近くに 4000Mw の石炭発電所を 中国が建設し、その電力を中国に送電する計画が表面化している²⁹⁾。

チベット仏教が最大の宗教となっているモンゴルにおいて、ダライ・ラマのモンゴル訪 問は重要な意味をもつ。しかし中国はたびたび、ダライ・ラマ訪問に際して制裁を行い、 中蒙国境の一時閉鎖を行ったことさえあった。2016年のダライ・ラマのモンゴル訪問は、 再び中国の反発を惹起し、チベット仏教ではなくモンゴル系の仏教を創造するべきだとい う意見も国内で増大しているという³⁰⁾。

加えて、モンゴルの主要輸出品目である石炭のほとんどは中国にトラックで輸送されて おり、第三国への輸出は中国の港を利用せざるを得ない。むろん国際法上は、内陸国の資 源をめぐって海へのアクセスは認められている。すなわち国連海洋法条約 125 条では、海 への出入りの権利及び通過の自由が下記の通り定められている。

1 内陸国は、公海の自由及び人類の共同の財産に関する権利を含むこの条約に定める権利 の行使のために海への出入りの権利を有する。このため、内陸国は、通過国の領域においてす べての輸送手段による通過の自由を享有する。

2 通過の自由を行使する条件及び態様については、関係する内陸国と通過国との間の二国 間の、小地域的な又は地域的な協定によって合意する。

3 通過国は、自国の領域における完全な主権の行使として、この定める内陸国の権威及び 内陸国のための便益が自国の正当な利益にいかなる害も及ぼさないようすべての必要な措置 をとる権利を有する

ところが、現実にはモンゴルから中国経由で物品を輸出する場合に、中国の省レベルで 課税されており³¹⁾、また港の使用については 2015 年に中蒙で合意されたもののハードル は高く、海洋法条約の「通過の自由」規定は死文化しているのが現状である。

トラック輸送に代わる石炭輸送の手段として、南部の炭田から中国向けに石炭を輸出す るための鉄道の新設が近年計画されている。しかし軌間をめぐってモンゴル国内で大きな 論争が惹起された。すなわちモンゴルの鉄路は旧ソ連規格の広軌である。中ソ対立前に接 続したモンゴル・中国間の唯一の鉄道は、地理的に炭田を全く経由していない。それでは 軌間をどうするのか。中国は国際標準軌を採用しているため、対中石炭輸出の合理性を考 えれば標準軌を用いるべきである。しかしそれは、モンゴルの従来の国家的軌間と異なる 新展開である。中国による鉄路の軍事的利用への懸念がモンゴル国内で論点となり、今に 至るまでこの鉄路の計画は進んでいない。

鉄路に関しては中国からだけではなくロシアからも圧力が存在すると考えられる。すな わちウランバートルを経由する中蒙露の国際鉄道は単線であり、モンゴル側は複線化を要 望しているが実際に鉄道の運営に大きな影響力をふるっているロシア側の反対により未だ 実現していない³²⁾。また中ロパイプラインのモンゴル経由の建設をモンゴル側は要望して いるが、建設実施には進展がない。また在モンゴルの中国系サークルを通じて、モンゴル の政治過程に中国が関与しているという風評は少なくとも 1992 年頃から広がっており (Reeves 2013)、後に否定された事実ではあるが同国発行の英字紙の報道では、中国がクー デタ計画を警告し、また中国はモンゴルの野党に対して送金することを計画していたと報 道される (Rossabi 2005, 237-239)。

外交面ではロシアのクリミア占領(併合)についてモンゴルは静観の構えを保っている。 また中国主導で設立された AIIB にも参加している。2015 年 9 月に北京で開催された対日 戦争勝利 70 年記念式典には、モンゴルのエグベルドルジ大統領も出席した。

フィンランド化の第二の要素である同調圧力について、モンゴルは、中露両国の政治的、 経済的な影響を大いに受けている。受容政治の観点から、ロシア及び中国の外交政策をあ る程度忖度して国内政策を実行するか、それを拒否して無策のままでいるしかいないとい う苦渋の選択を常に迫られている。こうした政策的選択肢の縮小こそが、先述のフィンラ ンド化の第二の要素の本質である。ただし重要なことは、モンゴルはロシアによるフィン ランド化、中国によるフィンランド化の双方の対象となっているために、相互の影響力を ある程度相殺できることにあり、フィンランドとは異なる地理的存在がモンゴルの外交・ 内政の中立性を結果的に保っている。これはフィンランドが追求した北欧均衡に類似する 点を有しており、いわば「モンゴル均衡」、あるいは中央アジア諸国を含めた「ユーラシア 均衡」とも言える。

3) 大国の軍事的脅威・プレゼンス

モンゴルが冷戦期のフィンランド化と大きく異なるのは、この第三の要素である。かつ てソ蒙間には、中ソ対立を背景に 1966 年に友好協力相互援助条約が締結され、事実上の同 盟関係に入った。このソ蒙蜜月下で、多くのソ連軍が北京を軍事目標として捉えていたこ とは言うまでもない。しかしモンゴルの民主化とソ連崩壊により、先の条約にかわる新条 約が締結された。現在、中蒙間・露蒙間には軍事協議条項に類する条項はなく、中露の軍 事的影響力の行使は見られない。また 1990 年代にモンゴルは非核地帯を宣言し、現在は永 世中立国を目指していると言われる。20 世紀に近代国家となって以来、モンゴルが軍事的 に中露に対抗しえる力を有したことはないし、今後も単独では難しい。フィンランドがソ 連に攻撃された際に大国が守らなかったように、モンゴルの安全を第三国との軍事的同盟 で確保することもまた難しい。しかし冷戦期にソ連に友好的であったアフガニスタン、イ エメン、イラクといった諸国と異なり、国内外の民族紛争が顕在化せず国境線がほぼ確定 している現状において、モンゴルは中露両国にとって軍事的関心を示す対象とはなりにく い。レニングラード(現サンクトペテルブルク)に近いフィンランドと異なり、また5万 以上と言われた在蒙ソ連軍が北京を睨んでいた中ソ対立時とも異なり、現在のモンゴルは 自らの軍事力が小さい小国を演じることにより、中露両国の関係を安定化しようとしている。PK0の国際軍事演習をモンゴルが定期的に開催しているのは、自らの独立を中立的な軍事的プレゼンスの観点から明確化することにある。むろん中露関係自体が1990年代以降友好的に推移し、偶発的軍事行動防止協定に象徴される二国間 CBM が進展していることが³³⁾モンゴルからみた中露への軍事的懸念を減少させている。

それゆえモンゴルの場合、大国の軍事的プレゼンスや脅威は存在していない。これはモ ンゴルの軍事的価値の低下に加え、モンゴルが自らをそのような状況を醸成するべく非 核・中立・第三隣国外交を展開してきた成果でもある。この外交のうち、次節のとおり冷 戦期のフィンランドの多国間外交と類似の展開を見ることができる。

Ⅳ. 2 モンゴルの積極的中立・多国間外交

1) OSCE 加盟と PSCBM

モンゴルが 57 番目の OSCE (欧州安保協力機構)加盟国となったのは、2012 年のことで ある。アルバニアの加盟以降、初めて OSCE の正式加盟国が地理的拡大を果たしたこの事象 は、当時の議長国議長(CiO)のイニシアチブもあり、比較的大きな論争を惹起することなく 実現した。むろんそこにはモンゴルの中立政策や第三国政策という外交的基礎があり、ロ シアとの比較的友好な関係が作用した。OSCE 加盟により、現存国境の保全や内政不干渉の 原則が再確認されただけでなく、モンゴルの多国間外交は一躍拡大することとなる。

ただし、ロシア・モンゴル国境については、軍事的 CBM の除外と対象とすることが合意 され、留保が残っている。前章で記したとおり、信頼醸成措置(CBM)が軍事的緊張の緩和 を目的に始まったことは、言を俟たない。軍事的 CBM なき OSCE 加盟は、モンゴルの安全保 障にいかなる意味を付与したのか。

この答えは、CBM の冷戦後の質的変容に求められよう。CBM の履行は、冷戦後において ノン・ミリタリーの政策実施や作業も要することに着目されるようになった。これを OSCE は、non-military CBM と呼称する。加えて、冷戦後に経済的・文化的・人道的側面で信頼 醸成、あるいは相互信頼という用語が一層出現し、関連する政策が実践された。これらは、 事例や文脈に応じて多様に命名され、それらを敢えて総称すれば非軍事的側面における信 頼醸成措置として括ることが可能である。緊張緩和という共通の目標を有する、軍事的な CBM 以外の CBM について、軍事的 CBM を補完・履行するための非軍事的手段のものと軍事 的 CBM が十分には機能しない地域で実施されるものの 2 つが存在すると考えられる。

緊張緩和に果たす非軍事的信頼醸成措置の役割について俯瞰するならば、前者について は、OSCE のように信頼安全保障醸成措置(CSBM)の制度化と結果的に連動する措置が挙げら れる。OSCE Guide for non-military CBM によれば、これには5つの側面がある。すなわ ち政治的 CBM、経済的 CBM、文化的 CBM、環境的 CBM、社会的 CBM である。これらを本稿で は政治的・社会的 CBM (PSCBM)と総称する。たとえば沿ドニエストル紛争においては、軍事 的な監視に加えて、紛争当事者間の政治的・経済的対話を OSCE や EU が仲介した。こうし た PSCBM の取り組みは、軍事的な紛争凍結に貢献する。

後者については、一方で、たとえば OSCE 域内であっても軍事的な CBM の対象にならない 地域が構造的あるいは規範的に OSCE 諸国の不安定化につながる場合、包括的観点から PSCBM が促進されることがある。1990 年代後半から 2000 年代にかけてのベラルーシにおけ る市民社会組織(CSO)への援助を通じた民主化支援や、当該国政府と国際機構との対話は、 その典型例である。むろんこれらの取り組みには、自ずと限界があり、紛争の抑制と他の 規範の双方の追求は、矛盾に逢着する。他方で、アジア信頼醸成措置会議(CICA)のように、 軍事的な信頼醸成よりも政治的あるいは経済的信頼醸成を優先する国際レジームも登場し て久しい。イスラエル・パレスチナ間の対話、南北朝鮮の対話においても、軍事的側面以 外で信頼醸成という用語が用いられることがある。むろんこうした用語法には、紙の上の 信頼にとどまるという懐疑論も根強いものの、その信頼醸成としての価値が喧伝されるの は、外交上の意義があるためである。

モンゴルは、新フィンランド化の脅威にもかかわらず、OSCE 加盟により、唯一国境を接 する OSCE 参加国であるロシアとの PSCBM の枠組みに参入し、将来の紛争予防・凍結化の制 度的後景を得た。

2) ウランバートル対話 (UBD)

モンゴル自身が「新しいヘルシンキ」を追求して開始したのが、「中央アジア・北東アジ アの安全保障パースペクティブ」と題して展開されるウランバートル対話(UBD)である。UBD は、モンゴルを議長国として、ロシア、中国、アメリカ、韓国、日本、北朝鮮の官民関係 者を招き、1.5 トラックの形態で北東アジアの安全保障を包括的に議論する枠組みである ³⁴⁾。その特徴は、次の3つに集約される。

まず、包括性である。軍事的な安全保障のみならず、エネルギー、青年交流、経済協力 等にわたってワークショップが開催され、議論を経て共通の知見が形成される。例えばエ ネルギーをめぐっては、関係国が共同の利益を追求するという観点から、モンゴルを通過 する電力グリッド網の建設や中露間の輸送ルートをめぐる「草原の道構想」が提示されて いる³⁵⁾。

西側が半数を占めたヘルシンキ・プロセスと異なり、ここには人権や人道分野の議題は 含まれない。モンゴル自体が民主主義国で、Community of Democracies に加盟しているに もかかわらず、人権・民主化の争点化の限界は、ヘルシンキ宣言との大きな差異である。 むろんそこには中国やロシアの意向を忖度せざるをえない地域的な限界が見られる。それ にもかかわらずこの対話が継続しているのは、北東アジアの安全保障が不安定であるため である。

加えてこれは第二の特徴にも関係する。この地域では、6ヶ国協議の事実上の停止以降、 日米朝を含む参加国の拡がりをもつ多国間枠組みが他に存在しない。同じくヘルシンキ・ プロセスを念頭にカザフスタンのナザルバエフ大統領によって開始されたアジア信頼醸成 協力会議(CICA)にはアメリカ、日本が入っておらず(ただしオブザーバー参加)、上海協力 機構(SCO)や OSCE にも同様なメンバーシップの限界があるが、UBD はそれら諸国を正式メ ンバーとする。

しかし、多国間枠組みの形成に資しているのは、モンゴル一国の中立性にとどまらない。 中国が今世紀に入ってから、政治力・経済力・軍事力の増大に並行して多国間主義に外交 をシフトしていることも大きな推進要因となっている。とりわけアジアによるアジアの安 全保障を宣言した 2014 年以降、中国外交のマルチ化は、UBD の持続性を高める要素として 注目される。すなわち中国外交のマルチ化に連動して、モンゴルは北朝鮮を含む北東アジ アの全ての諸国が一堂に集まる安全保障の会議として UBD を開催してきた。これは、CSCE の開催を推進したフィンランドが東西ドイツの同時承認に前向きであったことに類する中 立外交の成果である。

第三に、東西ドイツの関係安定化に貢献したヘルシンキ・プロセスと同様に、南北朝鮮 と国交を有するモンゴルが主宰することにより、UBD を通じて朝鮮半島情勢の安定化に貢 献する枠組みを形成している。 この対話は、むろん地域の安定化・非核化に即効力がある ものではないものの、対話の持続性は、モンゴルの中立性を高めることともなる。

むろん UBD を含めモンゴルの多国間の中立外交にも限界がある。まず環境要因としては、 中国外交の「1つの中国」政策にかかわる台湾問題が挙げられる。東西ドイツのハルシュ タイン原則問題を想起させるこの大きな争点により、UBD は台湾海峡を争点化することが 困難である。第二に、制度的な問題として UBD は(当初の CSCE と同じく)国際機構にいた っていないため、連携外交がなければ機能主義的効果を期待することが難しい。第三に、 ヘルシンキ・プロセスと異なり東西がブロック化しておらず、また中立国自体も同様にブ ロック化していない。小国の外交努力が増大するのは、ブロック化を通じたものが最適で あることは言を俟たない。フィンランドを支えた北欧諸国、あるいは N+N 諸国のようなブ ロックが存在しないため、モンゴルは単独で共通の安全保障の環境を醸成せねばならない という苦難に直面してきた。ブロック化の対象として、例えばモンゴルと関係の深いカザ フスタンや中立国トルクメニスタン、カンボジア等との連携が期待される所以である。

Ⅴ. おわりに:日本外交への示唆

本稿では、冷戦期のフィンランド化の言説を再検証し、冷戦後の新たな研究をもとにフ ィンランド化の言説を構成する3つの要素をもとに再定義した。その再定義をもとに冷戦 後のモンゴルの事例を検証し、冷戦期のフィンランド化の1つの特徴であった軍事的脅 威・プレゼンスの欠落にもかかわらず、政治的・経済的従属がモンゴルの外交的選択肢を 縮小させていることに着目し、これをもって新たなフィンランド化として立論することを 試みた。

新旧のフィンランド化に通底する点は、隣国の大国の影響下で中立国の政策の選択肢の 限定である。中立国の政策の限定化という意味で、モンゴルは、新フィンランド化されつ つあり、それゆえ自らの安全保障の外交的活路を PSCBM の構築や多国間主義の外交、ある いは「モンゴル均衡」に見いださざるを得ないのは、冷戦期のフィンランドの外交路線と 類似する点である。

最後に日本外交への示唆を付言したい。冷戦期にフィンランドと日本は地理的にソ連の 両翼に存在してきた。北方領土問題を抱える日本にとって、フィンランド化は、言説とし て日本外交に影響を与え、結果的には中曽根政権の対ソ強硬路線につながった。冷戦後の 北東アジアにおいて、ロシアにかわる大きな大陸国家として登場した中国が新フィンラン ド化の影響主体として議論の俎上にあがるとき、日本が中立国家モンゴルをはじめ中国近 隣の諸国の外交的選択肢を拡大するために外交力を高めるならば、UBD のようなアジア版 ヘルシンキ・プロセスの孕む限界を補うことにもなる。 【謝辞】

本稿執筆にあたっては、稲葉千晴教授(名城大学)より文献の紹介を得たとともに、モ ンゴル国立大学のバットルガ教授(Battulga, Sukhee)より示唆を得た。この場を借りて謝 意を表したい。

[注]

- 本稿で行ったモンゴルでのインタビューの一部は、立命館大学政策科学部学生の海外特 定プロジェクトに筆者が同行した際のものに依拠している。また本稿の一部は、筆者の 報告"The importance of security dialogue in NEA: Implication from the OSCE experience"(The Third Ulaanbaatar Dialogue on Northeast Asian Security, June 16, 2016)、「内陸国の資源輸送をめぐる政治」(日本政治学会、2016年10月2日)、及び「非 軍事的信頼醸成措置の意味」(国際安全保障学会、2016年12月4日)の一部を修正した ものに依拠している。
- 2) 百瀬宏「フィンランド・ロシア関係」原暉之編『スラブの国際関係』1995年、244頁。
- 3) 例えば、Timo Kivimaeki, "Finlandization and the Peaceful Development of China", Chinese Journal of International Politics (2015) 8 (2), pp.139-166.他にも台湾 のフィンランド化がアメリカの安全保障に資しているという研究もある。Bruce Gilley, "Not So Dire Straits? How the Finlandization of Taiwan Benefits U. S. Security" Foreign Affairs, January/February 2010.韓国あるいは朝鮮半島のフィンランド化に ついても議論がなされている。
- 4) 塚本、64頁。
- 5) 百瀬、246頁。
- 6) 加えて同時期に、ヤコブソン・フィンランド国連大使の次期国連事務総長推薦にあたって、ソ連はフィンランドに事前通告なしに国連安保理で拒否権を発動した。塚本、94 頁。
- 7) 百瀬、247頁。
- 8) 百瀬、248頁。
- 9) 同、249頁。
- Hans Mouritzen, Finlandization : Towards a General Theory of Adaptive Politic, Avebury, 1988
- 11) Ibid. chapter 28.
- 12) この過程の詳細については、柳沢英二郎『戦後国際政治史 Ⅲ』柘植書房新社、2002 年に詳しい。
- 13) 百瀬、1995年、250頁。
- 14) 他にも 1960 年代の北欧非核地帯設置案、ノルウェー中立構想が知られる。塚本、前掲 書、70 頁。
- 15) 宮脇昇『CSCE 人権レジームの研究』国際書院、2003 年、16 頁。
- 16) 以下、宮脇、第3章を参照。
- 17) 例えば、WTO 設立を目的としたワルシャワ条約の前文でも、「締約国は、ヨーロッパの すべての国が社会及び国家制度に関係なく参加することを基本とし、それらの国のヨ ーロッパの平和を確保するための努力の結集を可能にするヨーロッパにおける集団安

全保障体制を樹立する願望を再確認」している。

- 18) ハルシュタイン原則とは、当時の西独外務次官の名を冠した西独の外交方針であり、 1969年のその廃止に至るまで、東独承認国と国交を有しないことを原則とするもので あった。以下、本節については宮脇、前掲注(15)をあわせて参照。
- 19) Декларация об укреплении мира и безпасности в европе, 5 июря 1966г. в СССР в борьбе за безпасность и сотруднитество в Европе 1964-1987, Москва, 1988.
- 20) North Atlantic Council, "Final Communique," 10-11 April 1969, Washington, D.C., in NATO Information Service ed.,
- Declaration on the North Atlantic Council, 4-5 December 1969, in NATO Information Service ed., op.cit., para.2 and 11.
- 22) Ibid. p.10.
- 23)加えて、1970年に始まった SALT I (戦略兵器制限交渉)への会場提供もフィンランド の安全保障に大きな意味をもったとされる。百瀬宏「フィンランドの CSCE 政策」百瀬・ 植田隆子編『欧州安全保障協力会議』日本国際問題研究所、1992年、235-236頁。な おフィンランドの CSCE 政策については大島美穂「CSCE プロセスと北欧諸国」『筑波法 政』1991年、も詳しい。
- 24) 百瀬、236頁。
- 25) Flora Lewis, "Soviet Drive to Reach European Security Accord Makes Headway," International Herald Tribune, February 19, 1975. また百瀬、1992 年、239-240 頁。 Statement by Secretary of State Rogers to the Conference, July 5, 1973, in Richard P. Stebins and Elaine P. Adam eds., American Foreign Relations: A Documentary Record. 1973, New York University Press, 1976. あわせて宮脇、前掲注(15)。
- 26) 百瀬、1992年、242頁。
- 27) このテーマについては、坂本是忠「モンゴルの社会主義建設」『国際政治』1963 年が 詳しい。
- 28) 例えば次の報道を参照。 https://www.bloomberg.com/news/articles/2016-07-10/russia-stalls-china-s-1-b illion-hydropower-loan-for-mongolia
- 29) 筆者同伴の立命館大学学生の JICA モンゴル事務所のインタビューより (2015 年 8 月 27 日)。
- 30) バットルガ教授による報告「モンゴルとカザフスタン」(立命館大学地域情報研究所、 2017年3月3日)より。
- 31) ただし中国が TIR 条約に加盟することにより、トラック輸送への課税が緩和されると いう期待がある。http://forbesjapan.com/articles/detail/13400/1/1/1
- 32) モンゴル戦略問題研究所ナンジン・ドルジスレン氏とのインタビュー(2015 年 8 月 27 日)より。
- 33) 毛里和子「中国とロシア」原・前掲書、282頁。
- 34) UBD の概要については、

https://www.un.int/mongolia/mongolia/ulaanbaatar-dialogue

35) 例えば筆者が参加した Northeast Asian Energy Connectivity Workshop, (Ulaanbaatar, March 18, 2015) では、パイプライン、電力、環境等の観点から国際的な接続や協力 が議論された。しかしモスクワ・北京高速鉄道がモンゴルを経由しないことが報道さ れるに及び、通過国としての地位低下も囁かれる。

[参考文献]

- 佐渡紀子「OSCE における信頼安全醸成措置—メカニズムの発展と評価」『国際公共政策』1998 年
- 塚本哲也『フィンランド化:ソ連外交の論理と現実』教育社、1978年
- 前田聡子「ケッコネン政権下のフィンランド外交:「フィンランド化」論の検証に寄せて」『北欧史研 究』第16号、1999年、72-89頁。
- 山本武彦『安全保障政策』日本経済評論社、2009年
- Hans Mouritzen, Finlandization: Towards a General Theory of Adaptive Politic, Avebury, 1988
- Janes, Robert Wightman, Security and Economics in Soviet-Finish Relations: Small States,

Autarky and Finlandization, University of Maryland, UMI, 1991.

- Johanna Rainio-Niemi, *The Ideological Cold War: The Politics of Neutrality in Austria and Finland*, New York, Routledge, 2014.
- Masataka Tamai, Noboru Miyawaki, N.Dorjsuren, "From Helsinki to Ulaanbaatar," *Strategiin Sudalgaa (The Mongolian Journal of Strategic Studies)*, No.69, 2015, pp.51-60.
- Noboru Miyawaki, "The Energy Interconnections between Liberal Democracies and Non-liberal Democracies in North East Area," *Journal of Policy Science*, 2015.
- Noboru Miyawaki, "The OSCE Model and the PSCBM for Human Dimension," eds.by Hideaki Shinoda and Ho-Won Jeong, *Conflict and Human Security: A Search for New Approaches of Peace-building*, Institute for Peace Science, 2004, pp. 124-135.
- Organization for Security and Cooperation in Europe (OSCE). "Memorandum of Understanding between the Government of Belarus and the Organization for Security and Co-operation in Europe on the OSCE Advisory and Monitoring Group in Belarus." Copenhagen (18 December 1997).
- OSCE Guide for non-military Confidence-Building Measures, http://www.osce.org/cpc/91082
- Reeves, Jeffrey "Sino-Mongolian relations and Mongolia's non-traditional security," *Central Asian Survey*. Jun 2013, Vol. 32 Issue 2, pp175-188.
- Rossabi, Morris Modern Mongolia: From Khans to Commissars to Capitalists, Univ. of California Press, 2005

Tentative Research on New "Finlandization": Implication on neutral diplomacy of Mongolia

Noboru Miyawaki

Abstract: Regarding the concept and discourse of Finlandization, in West Germany in the latter half of the Cold War, they discussed the danger of the word, which referred to the neutrality of Finland despite the silent political and military pressure from the USSR. Of course, political and social circles in Finland criticized the allegation that it has been forced to change diplomacy because of neighboring power. In Asia, however, Japan showed its fear of Finlandization. In the 1980s during the strong confrontation with the USSR. After the Cold War ended, this word lost its political reasons to refer... However, in this century, some scholars have argued that surrounding countries like China and Russia face the danger of new type of Finlandization. In this discourse, we need to examine whether or not these countries are in a similar situation. In this presentation, I define the new type of Finlandization, then I analyze the current situation in Mongolia, who has defined itself as a neutral state, and started studying the possibility for a new official dialogue, which led to a conference entitled "Security Perspectives of Central and Northeast Asia: Ulaanbaatar as a New Helsinki," organized by the Mongolian Institute for Strategic Studies in 2008. In 2012, Mongolia became the 57 participating state in the OSCE. The OSCE expanding eastward means the political setting for security dialogues geographically expanded for the first time in the history of the CSCE/OSCE as the PSCBM instrument. This suggests any country, whether small or large, has the right to survive by peaceful means, with its own freedom and national economy, not with a policy of cultivating distant countries while working to conquer ones nearby but, rather, with a good-neighbor policy.

Keywords: Mongolia, Russia, Finlandization